その他告示

○厚生労働省告示第三百四十六号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（令和五年厚生労働省告示第二百七号）の一部を次の表のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年九月十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第二　個人の行動と健康状態の改善に関する目標

1　生活習慣の改善

⑴　栄養・食生活

目標	指標	目標値
①・②　（略）	（略）	（略）
③　バランスの良い食事を摂っている者の増加	（略）	70% （令和14年度）
④～⑥　（略）	（略）	（略）

⑵　身体活動・運動

目標	指標	目標値
①　日常生活における歩数の増加	（略）	8,000歩 （令和14年度）
②・③　（略）	（略）	（略）

⑶　休養・睡眠

目標	指標	目標値
①・②　（略）	（略）	（略）
③　週労働時間60時間以上の雇用者の減少	（略）	５％ （令和10年）

⑷・⑸　（略）

⑹　歯・口腔の健康

目標	指標	目標値
①　（略）	（略）	（略）
②　よく噛んで食べることができる者の増加	（略）	90% （令和14年度）
③　（略）	（略）	（略）

改正前

別表第二　個人の行動と健康状態の改善に関する目標

1　生活習慣の改善

⑴　栄養・食生活

目標	指標	目標値
①・②　（略）	（略）	（略）
③　バランスの良い食事を摂っている者の増加	（略）	50% （令和14年度）
④～⑥　（略）	（略）	（略）

⑵　身体活動・運動

目標	指標	目標値
①　日常生活における歩数の増加	（略）	7,100歩 （令和14年度）
②・③　（略）	（略）	（略）

⑶　休養・睡眠

目標	指標	目標値
①・②　（略）	（略）	（略）
③　週労働時間60時間以上の雇用者の減少	（略）	５％ （令和７年）

⑷・⑸　（略）

⑹　歯・口腔の健康

目標	指標	目標値
①　（略）	（略）	（略）
②　よく噛んで食べることができる者の増加	（略）	80% （令和14年度）
③　（略）	（略）	（略）